



インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が、せきやくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。症状としては、38℃以上の発熱やせき、喉の痛み、全身の倦怠感や関節の痛みなどの全身症状があります。流行のピークは1月から2月ごろです。

インフルエンザを予防しよう

- ①栄養と休養を十分とる
体力をつけ、抵抗力を高めることで感染しにくくなります。
- ②人混みを避ける
病原体であるウイルスを寄せ付けないようにしましょう。
- ③適度な温度・湿度を保つ
ウイルスは低温・乾燥を好みます。加湿器の利用やぬれたタオルなどを室内に干すなどで適度な湿度を保ちましょう。
- ④手洗い・うがいをこまめにする
手洗いは、接触による感染を、うがいは、喉の乾燥を防ぎます。アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。
- ⑤マスクを利用する
予防のためだけでなく、インフルエンザにかかった人が着用することで、せきやくしゃみによる感染を防ぐ効果があります。

みによる感染を防ぐ効果があります。

症状がでたら、すぐに受診を

全身症状が強いのが特徴で、インフルエンザが流行すると、短期間に大勢の人を巻き込んでしまいます。症状が出たらすぐに受診しましょう。特に、高齢者や子ども、妊婦、持病がある人は症状が重くなりやすいので、主治医と相談してできるだけ予防接種を受けましょう。

インフルエンザ予防接種

予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5カ月間とされています。有効性を高めるために、12月中旬までには接種しましょう。

インフルエンザの予防接種を実施します

町が行う予防接種

満1歳以上～64歳の町民
13歳未満は2回接種、13歳以上は1回接種

定期接種

65歳以上の町民 1回接種
※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気(身体障害者手帳1級程度)のある人は役場にご相談ください。
●期間 10月1日～12月末
※医療機関で異なるため直接ご確認ください。

輝く人権

【問い合わせ】 町人権啓発福祉センター (役場人権推進課 人権推進係)
☎(293)7920

さまざまな人権を考える

前回からのシリーズでさまざまな人権問題について考えていきたいと思います。今回は、「子どもの人権」を紹介します。



子どもの人権

子どものくせに…子どもだから…と、一方的に決めつけてしまう気持ちはありませんか。子どもの人権侵害をご紹介します。

「身体的虐待」…平手でたたき、げんこつで殴る、つねる、ける、物を投げつける、引きずりまわす、タバコの火を押しつける、戸外に放置するなど。外傷を残す、残さないにかかわらず、さまざまな形で子どもを傷つけること。

「心理的虐待」…命に危険を及ぼす行為。日常的に「バカ」「アホ」などののりたりする言葉による暴力。あるいは行動や人格をこごとく否定するような対応をして、子どもに心理的な苦痛を与えること。

「性的虐待」…ある年齢までの間に当事者が成人や年上の他人(親など親族を含む)にされた性的な行為を意味し、当事者がその行為を強制されたもの、望まないもの、嫌悪感をいだくものと感じた場合をさし、あらゆる形態での性的な接触、および性的な目的で子どもを利用すること。

「ネグレクト」…養育の怠慢・拒否。子育てを放棄したり、あるいは家族の一員として受け入れることもせず、その子の存在自体を無視したりして愛情をかけること。

このように、近年、子どもの人権侵害は、ますますエスカレートした事件が増えていきます。実際に虐待のケースでは、いずれかの一つではなく、これら4つが組み合わさって起こることが多いと言われています。

児童虐待は、子どもの心に大きな傷が残り、▼自分に自信が持てない▼対人関係が苦手▼自傷行為▼人格障害▼自分自身の子どもへの虐待などが起きることがあります。

さらに、最近よく聞くようになった虐待が「揺さぶられっ子症候群」と呼ばれるものです。これは、泣きやまない赤ちゃんに腹を立てて、前後に激しく揺することや硬膜下出血や網膜出血などの重大な中枢神経障害を引き起こす虐待です。通常の育児ではほとんど起きることはなく、あやすときも普通に揺らしてあげる程度なら問題ないようです。

このように、生まれて間もない小さな命までもが大人の手によって奪われているのが現状です。泣くことしかできない乳幼児は、他の虐待に比べて見つけることが難しいです。

今、私たちができることは子どもへの意見にもっと耳を傾け、子どもの権利や人権について十分に理解し、自分に自信が持てるような子を育てる家庭・学校・地域社会を連携を図りながら創っていくことだと思います。

町内接種医療機関

医療機関名	電話番号	住所
あらいクリニック	☎(293) 2358	錦野394
いしはら皮膚科クリニック	☎(293) 3003	室215-8
岩倉整形外科医院	☎(293) 8888	室532-1
勝久病院	☎(293) 5000	室261-9
熊本セントラル病院	☎(293) 7939	室955
さとう医院	☎(293) 2550	室377-1
しばた内科クリニック	☎(293) 2050	室55
竹田津医院	☎(293) 2521	室156
たしろクリニック	☎(340) 3220	大津1212-27
樽美外科整形外科医院	☎(293) 2100	大津1177
なみかわ小児科	☎(293) 1163	室959
野沢内科医院	☎(293) 8000	大津1483-1
ふくだ医院	☎(293) 2771	大津1210-5
みやざきクリニック	☎(294) 2100	室121-1
宮本内科医院	☎(293) 1700	室539-10
山縣内科医院	☎(293) 4430	大津2057

委託している医療機関は他にもあります。役場やかかりつけの医療機関へお尋ねください。

- 費用 1回につき自己負担金1,500円
- 持参するもの ▼住所が分かるもの(保険証・免許証など)▼印かん▼母子手帳
- ・注意

①必ず医療機関に事前予約が必要です。②予約票は役場または指定の医療機関に用意しています。③その他の医療機関で接種を希望する場合は事前に健康福祉課にお尋ねください。補助対象にならない場合があります。

児童館ふれあいデー

地域の皆さんとの楽しいふれあいを目的に、「児童館ふれあいデー」を、9月3日に児童館で開催しました。当日は、人形芝居「かすべる」による人形劇、地域の皆さんによるバザー(野菜・豚汁など)や抽選会がありました。

あいにくの天気でしたが、子どもから高齢者まで多くの皆さんが来てくれ、「ふれあいデー」の名にふさわしい、触れ合いが果たされた1日でした。



↑みんなで一緒にお食事♪

←人形劇に子どもたちはくぎ付け!

人権ニュース